

産業競争力会議・規制改革会議の提言を踏まえた 農地中間管理機構の制度の骨格(案)のポイント

供給サイドの構造改革

【現状等】

- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

5月27日の日本アカデメイアにおける総理の成長戦略第2弾スピーチ資料

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

スキーム

県農地中間管理機構(仮称)(農地の中間的受け皿) (いわば「農地集積バンク」)

出し手

貸付け・
信託等

出し手のメリット

- 公的な機構なので安心して貸せる
- 所有者負担なしに基盤整備ができる

- ① 機構が地域内の所有者から借受け等
- ② **地域内農地の相当部分の利用権**を持つ
- ③ 圃場の大区画化等の**基盤整備**を機構の負担で行う
- ④ 担い手の**規模拡大**、担い手ごとの**農地の集約化**に配慮して**貸付け(利用権の再配分)**(何回か再配分を繰り返す)
- ⑤ **市町村、民間企業(信託銀行を含む)等に業務委託**
- ⑥ 十分な**国費投入**

貸付け

受け手

農業法人・大規模
家族経営・企業・
新規就農者など

受け手のメリット

- 規模拡大ができる
- 集約化した農地が借りられる
- 企業や新規就農者も利用しやすい農地が借りられる

耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。

供給サイドの構造改革

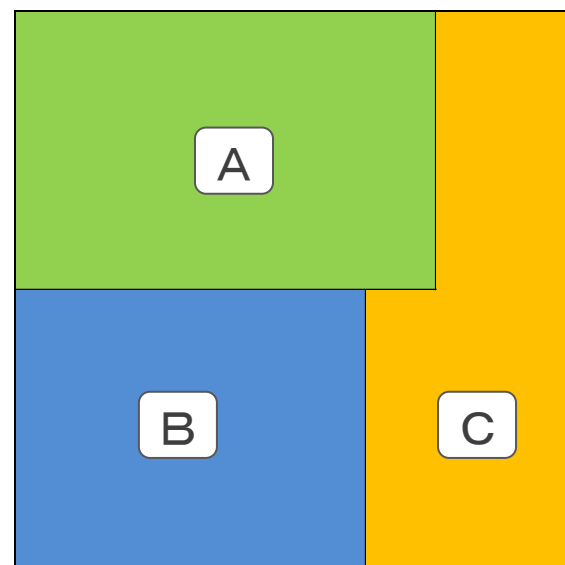
農地の集約(イメージ)

地域内の分散・錯綜した農地利用
＜1枚の圃場 30a区画＞



緑	A	農業法人	20ha
青	B	大規模家族経営	20ha
黄	C	企業	20ha
白	D	その他の小規模家族経営	20ha
(20経営体)			

担い手ごとに集約化した農地利用
＜1枚の圃場 1ha区画＞



A	農業法人	30ha (+10ha)
B	大規模家族経営	25ha (+5ha)
C	企業	25ha (+5ha)

農地の集積・集約化でコスト削減

制度の骨格（案）のポイント	産業競争力会議・規制改革会議の提言の反映状況
<p>1 農地中間管理機構の指定・目的</p> <p>① 都道府県知事は、農地中間管理業務を公平かつ適正に行うことができる法人（第3セクター）を、都道府県に一を限って指定。</p> <p>② <u>機構の目的は、経営規模の拡大、利用農地の集団化、農業への参入の促進その他の農地利用の効率化・高度化を図り、もって生産性の向上に資すること。</u></p>	<p>○ 提言を踏まえて、<u>目的を明記した。</u>（とくに、「農業への参入の促進」、「農地利用の効率化・高度化」、「生産性の向上」）</p>
<p>2 業務</p> <p>① 農地の借受け・貸付け（譲受け・譲渡し・信託も可能）</p> <p>② 当該農地の管理</p> <p>③ 当該農地についての土地改良その他利用条件の改善</p>	
<p>3 農地の借入れ</p> <p>農地利用の効率化・高度化を円滑に進めるとともに、<u>機構に活用できない農地が滞留することを防止するルールを設ける。</u></p> <p>① 農地として利用することが著しく困難な場合等は、借入れを行わず、借入れ後相当の期間内に貸付けの見込みが立たない場合等には、賃貸借契約を解除。</p> <p>② <u>機構は、地域における受け手のニーズを踏まえ、借受けを行う。</u></p>	<p>○ 提言を踏まえて、<u>農地の滞留防止策を強化した。</u>（地域における受け手のニーズを踏まえた借入れ）</p>

<p>4 農地の貸付け</p> <p>(1) 公平・適正な貸付けルールを設ける。</p> <p>① 機構は、<u>借受希望者を必ず公募し、借受希望者に関する情報を整理・公表する。</u></p> <p>② 機構は、<u>貸付先の決定に関するルールを決定して知事の認可を受け、ルールは公表する。</u></p> <p>③ 機構は<u>ルールに従って貸付先を決定する。</u></p>	<p>○ 公平・適正に貸付けを行うこと（特に既存の担い手農業者と新規参入者を公平に扱うべき）との提言を踏まえて、<u>借受希望者は必ず公募を経ることとするとともに、貸付先決定ルールを明確にした。</u></p>
<p>(2) 貸付けに関する手続を極力簡素・合理化。</p> <p>① 機構は、一定の地域について<u>農地利用配分計画を定め、知事の認可を受け、この計画の公告により利用権が設定される。</u></p> <p>② この場合、個々の農地の権利移動について農地法に基づく農業委員会の許可は要しない。</p> <p>③ 機構は、<u>計画を定めるに当たり、市町村に協力を求めることができる。</u></p>	
<p>5 事業の委託</p> <p>機構は、知事の認可を受けて、業務を市町村等へ委託できる。<u>(再委託は行わない。)</u></p>	<p>○ 再委託は無責任になるのではないかとの提言を踏まえて、<u>再委託は行わないこととした。</u></p>

<p>6 機構の役員体制等及び都道府県の関与・責任</p> <p>① <u>役員について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県知事の認可制とし</u> ・ <u>事業実施状況が著しく不十分なときは、県知事は役員を解任できることとする。</u> <p>② <u>機構は、業務の実施状況を評価し、意見を述べる評価委員会を置く。</u></p> <p>③ <u>機構は、毎年度、事業目標・事業計画・収支予算を作成し、県知事の認可を受け、公表する。</u> <u>また、毎年度、事業報告書・収支決算書等を作成し、評価委員会の意見を付して、県知事に提出し、公表する。</u></p> <p>④ <u>県知事は、必要と認めるときは、機構に対し、改善命令を出せる。</u></p>	<p>○ <u>機構の責任ある執行体制を強化すべきとの提言を踏まえて、当初予定していた<u>運営委員会はやめ、ガバナンスを強化した</u>（役員体制の強化、評価委員会の設置、財務諸表等の公表）。</u></p>
<p>7 国の関与・責任</p> <p>① <u>国は、各県の機構の事業実施状況について評価し、先進的事例を横展開するために公表する。</u></p> <p>② <u>機構に関し、国は、都道府県に対し、是正・改善のために必要な措置を行うことができる。</u></p>	<p>○ <u>国が政策目的の達成に責任を持つべきとの提言を踏まえ、<u>国の関与・責任を明確にした</u>（機構の事業実施状況を評価、先進的事例を横展開）。</u></p>
<p>8 その他関連事項</p> <p>(1) <u>耕作放棄地対策の強化</u> <u>農地中間管理機構を活用して耕作放棄地の発生防止・解消等を強化。</u></p>	
<p>(2) <u>農地台帳等の法定化</u> <u>農地情報を電子地図で表示できるシステムを整備し、公表。</u></p>	